



のうち、次の事務を分掌する。

一 航空機の安全性に關すること。

二 航空機及びその裝備品の修理及び改造に關すること。

三 航空機及びその裝備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

四 航空従事者に関する證明及び航空機乗組員免許に関すること。

五 航空機の操縦の練習の許可に関すること。

六 飛行場及び航空保安施設に關すること（港湾建設局の所掌に屬するものを除く）。

七 航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導

導管制及びターミナル・レーダー管制に関するこ

と。前号に掲げるもののほか、航空交通の安全に

関すること（航空交通管制部の所掌に屬す

るもの）を除く）。

九 航空運送事業その他の航空に關する事業に

関すること。

十 外国航空機の航行に關すること。

十一 航空機に関する事故の調査に關すること。

轄区域は、次のとおりとする。

第五十五条の三 地方航空局の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄	区 域	城
東京航空局	東京都	手 県	東京都	神奈川県
大阪航空局	池田市	大 阪 府	静岡県	埼玉県
		京 都 府	長野県	群馬県
		兵 庫 府	新潟県	千葉県
		石 川 府	山形県	茨 城 県
		福 売 府	富 山 県	栃木県
		山 口 府	島根県	山 梨 県
		佐 賀 府	香川県	高 知 県
		大 分 府	熊 本 県	福 岡 県
		鹿児島県	宮 崎 県	長崎県

（特別な職）第五十五条の四 地方航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、地方航空局の長を助けて局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

（内部部局）第五十五条の五 地方航空局の内部組織は、運輸省令で定める。

（空港事務所等）第五十五条の六 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、空港事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第八十三条の表中「一五、〇五六人」を「一五、二五二人」に、「一一、一二三六人」を「一一、一二三四四人」に、「一一、二二二六人」とする。

（経過規定）2 運輸省本省の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。

（地方自治法の一部改正）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のようにより改正する。

第一百五十六条第七項中「鉄道現業官署」の下に「空港事務所その他の航空現業官署」を加え、「航空保安事務所、航空標識所」を削る。

（航空法の一部改正）

航空法（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のようにより改正する。

第一百三十七条第一項中「航空保安事務所長」を「地方航空局長」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地方航空局長又は航空交通管制部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方政府航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

（自衛隊法の一部改正）

自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

（理由）第五十五条の六 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は公布の日から、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は同年十月一日から施行する。

2 運輸省本省の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。

昭和四十二年二月十八日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のようにより改正する。

第六条第二項中「統計調査部」の下に「環境衛生局に公害部を」を加える。

第九条の二中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同条第七号中「水道及び」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

（理由）第五十五条の六 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は公布の日から、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は同年十月一日から施行する。

2 公害部は、前項第十一号から第十四号までに第九条の二に次の二項を加える。

第六水道に関する事務をつかさどる。

第三十八条の表中「四九、九五四人」を「五〇、三四八人」に、「六二五人」を「六九五人」に、五〇、五七九人」を「五一、〇四三人」に改める。

（理由）第五十五条の六 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

右  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

科学技術庁設置法の一部を改正する法律  
科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター」を「航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター」に改める。

第八条第一号中「航空宇宙技術研究所、」を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るために必要な研究及び試験を行なうこと。

二 委託に応じ、前号の研究及び試験を行なうこと。

第二十条の二第二項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

第二十条の二第三項中「内部組織は」を「内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののか」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一项を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所（次条において「沖縄電波追跡所」という。）を設けるほか、宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが

できる。

第二十条の三を第二十条の四とし、同条の前に次の二条を加える。

（沖縄電波追跡所の職員の給与）

第二十条の三 沖縄電波追跡所に置かれる職員

（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤労手当のほか、

在勤手当を支給する。

2 職員に対し支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう、冲縄電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤労手当並びに在外勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とある。

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

右  
文部省設置法の一部を改正する法律案  
国会に提出する。

昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

文部省設置法の一部を改正する法律

区	分	定	員	備
本省		一〇三、九五一人	うち一〇一、五六三人は、国立学校の職員とする。	
文化財保護委員会		五四六人		
合	計	一〇四、四九七人		

第三十二条の表を次のように改める。

○謹長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○謹長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

文部省の附属機関として京都国立近代美術館を設け、本省の学術奨励審議会の名称及び目的を改めるとともに、文部省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十四条中「千九百五人」を「一千三人」に改める。

本案の要旨は、

文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第一項を次のように改める。  
2 国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
東京国立近代美術館	東京都		

第二十条第三項を削り、同条第四項中「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を削り、同項を同条第三項とする。  
第二十七条第一項の表中学術奨励審議会の項を次のように改める。

第三十二条の表を次のように改める。

○謹長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕



四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第八条の四第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改め、同条第三項中「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改めると、

第九条第一項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、第二章第一節の二中同条の次に次の二条を加える。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし記帳に対する源泉徴収の不適用)

第九条の二 青色申告書を提出する法人(清算中の法人を除く)で次に掲げるものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、同法第百七十四条、第百七十五条、第百八十二条並びに第二百十二条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

一 農業協同組合で農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第四条第二項又は附則第三項の認定を受けたもの

二 森林組合で森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四条第二項の認定を受けたもの

三 農業協同組合で漁業協同組合合併助成法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項の規定による勧告を受けたもの

四 漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法(昭和四十一年法律第二号)第四条第二項の認定を受けたもの

第二章第二節第一款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第十条第一項中「その有する」を「政令で定めるところによりその有する」に、「を政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄 特定纖維工業機器改善臨時措置法（昭和四十二年法律第二号）第七条の規定により廃棄みなされる引渡し」を含む。（以下この項において同じ。）をした」に、「その廃棄した」を「の廃棄した」に改め、第一章第二節第一款中同条の次に次の二条を加える。

（試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額の二分の一を算入する）

第十条第一項中「その有する」を「政令で定めるところによりその有する」に、「を政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄(特定機器工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第二号)第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。)をした」に、「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、第一章第一節第一款中同条の次に次の二条を加える。  
(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)

による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に附する明細書の添附がある場合に限り、適用される。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

5 前二項に定めるもののはか、第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を昭和四十一年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第三項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第十条の二第一項(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第七十一条第一項の表の第一号中「又は第二号」を「から第四号まで」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の設備	当該機械三分の一 その他の設備
-----------------------------------	--------------------

第十二条を削り、第十二条の二第二項中「第十二条」を「前条」に、「第十二条の二」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第十二条」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条第一項中「第十一條から前条まで」を

「前二条」に改める。

第十三条の二第一項中「第十一條から前条まで」を「前三条」に、「第九条」を「第二条」に改め、第一号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該個人がその年十二月三十一日において二条第二項に規定する指定業種（昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第十三条の三第一項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「第二号」を「第三号」に、「第一号」を「第一号又は第二号」に、「同号」を「これら」に改め、同条第四項第三号中「著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供（映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供（映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるもの）を含むものとし。」に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を若しくは検査に、「又は製造に関するもののうち」を「若しくは製造に関するもの又は測量に係る役務の提供のうち」に、「当該取引」を「これらの取引」に改め、同条第七項第五号を次のように改める。

五 第四項第三号に規定する映画フィルムの上記権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

七 第四項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの方に掲げる運送を行なった場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第十三条の三第八項に次のたゞ書を加える。

ただし、第三項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に該当することが認められる当該取引による収入金額(納税地の所轄税務署長が指定した個人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額)によることができる。

第十四条第二項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十四年三月三十日」に改める。

第十六条第一項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十四年三月三十日」に改め、同条第二項中「政令で定める年数をその耐用年数として定期法により計算した額」を「当該通気坑道又は排水坑道について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額との合計額」に改める。

第十九条の見出しを「(価格変動準備金)」に改め、同条第一項中「以下この条において『繰入限度額』といふ」を削り、「勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額」をして積み立てたときは、当該積み立てた金額に、当該積み立てた金額に、当該繰入額を当該積立てに改め、同項第一号中「又は同日ににおける当該たな鉱資産の価格の合計額のうち、それが少い金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「勘定の額」を「の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項とし、同項第一号中「勘定の額」を「の金額」に改め、同

項とし、同条第七項中「その年分の繰入限度額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「の金額」に改め、同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「その年分の繰入限度額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第

五項」に改め、第二章第二节第二款中同条を第二十五条とする。

第二十条の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に

十一条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

(日本万国博覧会出展準備金)

3 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てる。第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てる個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、

削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入額」を「として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「その繰入れ」を「当該積立て」に改め、同

条第二項中「勘定の金額」を「の金額」という。」を

削り、「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同

条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てて

いる」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海

外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別

に区分した各金額のうち、その積立てをした年が

最も古いものから順次總収入額に算入されるも

のとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二

項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同

条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てて

いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二

項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を

同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てて

いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同

条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第一

項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、

同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立てて

いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同

条第八項を同条第六項とし、同条第十一項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、

同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、

同項を同条第十項とする。

2 前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その年の前年から繰り越された日本万国博覧会出展準備金の金額(その日までに計算された金額)に相当する金額は、その年分の事業所得の金額に相当する金額は、その年分の事

業所得の金額の計算上、總収入金額に算入す

る。

4 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てる個人が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合に提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書を提出した日(その届出書の提出をした日

が青色申告書による申告をやめた年の翌年である

の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書を提出した日(その届出書の提出をした日

が青色申告書による申告をやめた年の翌年である



山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合には、当該延納に係る同法第三百三十六条の規定による利子税のうち当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対する所得税の額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三条の二を次のように改める。

(収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除)

第三十三条の二 個人の有する資産で第三十一条

第一項各号又は第三十二条第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合(第三十一条第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改

造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三

十二条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。)において、その者がその年中にその該当することとなつた資産の全部につき第三十一条及び第三十二条の規定の適用を受けないとき(第三十二条の規定の適用を受けず、かつ、第三十一条の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による譲渡に対する所得税法第三十二条又は第三十三条の規定の適用について、は山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額又は譲渡所得に係る収入金額から当該所得の金額との差額に対する所得税の適用を免れる。)のうち当該所得の金額と該当する金額又は譲渡所得が当該資産に係る山林所得の金額が千二百万円(当該所得の金額と該当する金額又は譲渡所得の金額との差額に対する所得税の適用を免れる。)のうち当該所得の金額と該当する金額又は譲渡所得の金額との差額に対する所得税の適用を免れる。)のうち当該所得の金額と該当する金額又は譲渡所得の金額との差額に対する所得税の適用を免れる。)

千二百万円(当該残額に相当する金額が千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

(買取り等)の申出をする者(以下この条において「公共事業施行者」という。)から

当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日(当該資産の当該譲渡に

つき土地收用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は

農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した

日)までにされなかつた場合(当該資産

二 一の買取り等の申出に係る前項に規定する

資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二

以上年の年にわたつてされたとき。当該資産

のうち、最初に当該譲渡があつた年において

譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲

渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を

受けた者以外の者からされた場合(当該申

出を受けた者の死亡によりその者から当該

資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。)当該資産

第一項の規定は、同項に規定する残額に相当する金額が千二百万円をこえる場合には、同項

の規定の適用を受けようとする年分の確定申告

書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4 前項の規定は、所得税法第三十二条の

第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所

得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」

を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とす

る。

5 前条第四項の規定は、所得税法第三十二条

第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額

の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡

所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所

得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」

を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項とす

る。

第三十三条の二第一項中「第三十三条又は」を

第三十三条、第三十三条の二又はに改める。

第三十四条の六第一項及び第三項並びに第三十

八条の九中「昭和四十二年十二月三十日」を「昭

和四十三年十二月三十日」に改める。

第三十八条の十二第一項中「場合には、第三十

三条の下に「又は第三十三条の二」を加える。

第三十八条の十三を次のように改める。

(特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控

事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。ただし、これらの申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添附がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該資産の収用換地等による譲渡に係る譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受けまるまでの間に、当該記載をした書類及び当該大蔵省令で定める書類を提出したときは、この限りでない。

当該譲渡に対する所得税法第三十三条の規定の適用については、譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基団となつた土地等の取得費及びその土地等の全部につき第三十五条、第三五十八条、第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八条の六、第三十八条の九及び前条の規定の適用を受けないとときは、これらの全部の土地等の全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に關する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

当該譲渡に係る譲渡費用の額の合計額を控除した残額は、当該土地等の譲渡に係る当該残額に相当する金額から三百万元に満たない場合には、当該残額に相当する金額(三百万元に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

第三十八条の十三個人が、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十日までの間

に、その有する土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)を特定

住宅地造成事業の用に供するために譲渡した場合において、その者がその年中に当該譲渡をし

た土地等の全部につき第三十五条、第三五十八

条、第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八

条の六、第三十八条の九及び前条の規定の適

用を受けないとときは、これらの全部の土地等の

全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買

取り等に係る支払に關する調書を、その事業の

施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所

在地の所轄税務署長に提出しなければならな

い。

5 前条第四項の規定は、所得税法第三十二条

第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額

の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡

所得の金額のうちに第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所

得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」

を「収用換地等による譲渡」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とす

る。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 第一項に規定する特定住宅地造成事業とは、

住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法

律第百六十号)第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する

事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造

成事業で、次の要件に該当するものとして都道

府県知事が建設大臣の承認を得て指定した事業

をいう。

4 第一項に規定する特定住宅地造成事業に

に規定する施行地区内の道路、公園その他の公

共の用に供する空地の面積が当該施行

地区的面積の百分の二十五以上であり、か



定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人は、国内において昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の五の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これは國に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法(第二編、第三編及び第五編第一章を除く。)並びに

国税通則法及び国税徵收法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還(買入消却を含む。)が行なわれる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者)が償還差益に対する所得税として当該償還を受けた時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六

十八条第一項及び第一百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第一項(償還差益に対する分離課税等)に規定する債還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

## (号外)

官

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月

三十日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合によ

り、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む。)を受ける者に

対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する

金額の一部を還付する。

6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十二条第一項若しくは

第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に對し、債還差益の支払(公益信託の受託者に對し、當該信託財産について受け取る支払に限る。)をする場合には、

当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に對し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。)をいい、これららの規定に規定する債還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。

8 第一項から第六項までに定めるもののが、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第四十二条第三項中「その有する」を「当該

期間内に政令で定めるところによりその有する」

に、「を当該期間内に政令で定めるところにより受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

5 前項に規定することとなつた場合とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する取扱法第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。)をしたに、

その廃棄したを「の廃棄特定機器工業構造改善臨時措置法第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。)をしたに、

第三項中「同法第七十四条」を「同法第七十二条及び第七十四条」に、「第七十条の三」を第七十条の二に改める。

6 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のため必要とする費用で政令で定めるものをいふ。

7 前項に規定する試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除

(試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条第六青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この

年及び清算中の各事業年度を除く。以下この年において「適用年度」という。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が、当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

8 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月と満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限る。

5 前項に定めるもののはか、第一項に規定する法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十七条同法同法第四十五条第一項において準用する場合に含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の六(試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の六(試験

は同法第四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する取扱法第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。)をしたに、

その廃棄したを「の廃棄特定機器工業構造改善臨時措置法第七条の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ。)をしたに、

第三項中「同法第七十二条」を「同法第七十二条及び第七十四条」に、「第七十条の三」を第七十条の二に改める。

6 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のため必要とする費用で政令で定めるものをいふ。

7 前項に規定する試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除

(試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条第六青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の昭和四十二年六月一日以後に設立(法人税法第二条第四号に規定する外國法人にあつては、この款及び租税特別措置法第四十二条の六(試験

研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除」と、「ます前条」とあるのは「ます同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六(試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の六(試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」とする。

第四十三条第一項中「(人格のない社団等)を含む。以下この章において同じ。」を削り、「この条を「この項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算された当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額は、これら

の規定にかかる限り、当該合理化機械等の償却範囲額とその取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額」を「当該合理化機械等に係る償却費として損金の額に算入する金額」の限度額(以下この節において「償却限度額」という)は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかる限り、当該合理化機械等の普通償却限度額(同法に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該合理化機械等の取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額に改め、同項の表の第一号中「、第五号又は第七号」を「から第六号まで又は第九号」に改め、同表の第七号を同表の第九号とし、同表の第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第五号の次に次の二号を加える。

六 公害その他これに準する公共の災害の防止に資する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該機械その他の設備
七 地方鉄道法第十二条第一項に規定する地方鉄道業又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道を敷設して行なう運輸事業を営む法人	大都市及びその周辺地域における鉄道又は軌道の緊急かつ計画的な整備を促進するため必要な路線の新設その他工事で政令で定めるものの施行に伴つて取得し、又は建設される政令で定める線路設備その他の設備

三分の一  
四分の一  
青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から前条まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらに係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十三条第一項の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額をいふ。)との合計額に改め、同条第二項中「第四十二条を「前条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十五条第一項中「第四十三条から前条まで」を「前条又はこれらの規定に係る第五十二条の三の規定による同法に基づく命令の規定により計算される当該証明を受けた機械設備等の償却範囲額は、これらの規定にかかる限り、当該償却範囲額とその取得価額の三分の一に相当する金額をう。)との合計額に改め、同条第二項中「第四十二条を「前条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条第一項第一号中「第九条」を「第二条」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。  
二 当該法人が当該事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六条第一項に規定する中、当該事業年度において同法第二条第二項に規定する指定業種(昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五

年)の期間内に含まれるものに限る。)に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合 漁船  
第四十六条の二第一項を次のように改める。  
青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度の直前の事業年度(事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。)の総収入金額(政令で定める収入金額を除く。以下この条において同じ。)のうちに海外取引及び技術等海外取引(以下この条において「海外取引等」という。)による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十五条まで、前条第一項第三号若しくは次条から第五十一条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三の規定の適用を受ける場合に、これらの規定を含む。)にかかる限り、当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十三条第一項の規定(当該資産について前条第一項第一号若しくは第二号又は第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を含む。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十三条第一項の規定(当該資産について前条第一項第一号若しくは第二号又は第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を含む。)に係る当該事業年度の償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額(前条第一項第一号又は第二号の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十六条の二第三項第三号中「著作権(映画フィルムの上映権を含む。)の譲渡又は提供(「映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供

(映画)ファイルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若しくは検査」に、「又は製造に関するもののうち」を「若しくは製造に関するもの又は測量に係る役務の提供のうち」に、「当該取引を」を「これらの取引を」に改め、同条第六項第五号を次のように改める。

第三項第三号に規定する映画の映權の譲渡又は提供に準ずるものとして政令

で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額 第四十六条の二第六項第六号中「第三項第七号」を「第三項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号」に、「当該建設請負」を「当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。  
第三項第五号又は第六号に規定する用船契

約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

ただし、第二項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に該当することが認められる当該取引による収入金額(納税地の所轄税務署長が指定した法人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額)によることができる。  
第四十六条の二第九項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改める。

九年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用(当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この条において同じ。)に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の百、当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の二百)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

法人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二百(当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められてい

の耐用年数が四十五年（当該法人の昭和四十一  
年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に  
新築した当該貸家住宅については、五十年）以  
上であるときは、百分の三百）に相当する金額  
をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の  
適用を受ける場合には、同条第一項に規定する  
特別償却不足額に相当する金額を加算した金  
額）とする。

第四十八条第一項を次のよう改める。

青色申告書を提出する法人が、昭和四十一年

四月一日から昭和四十三年三月三十日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物等の他の政令で定めるもの（以下この項において「耐火建築物等」という）で建設後使用されないことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五

年以内の日を含む各事業年度の当該耐火建築物

等の償却限度額は、その事業の用に供した日以

後五年以内でその用に供している期間に限り、  
法へ税法第三二一条第一項の規定(第五一二条)

法人税法第三十一條第一項の規定（第五十一條）

定を含む。)にかかわらず、当該耐火建築物等の

## 普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用）

を受ける場合には、同条第一項に規定する政令

で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百十倍)の金額のうち

限度額の百分の百に相当する金額をいふ」との  
合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける

場合には、同条第一項に規定する特別償却不足

額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十九条第一項中「昭和四十二年五月三十一

「日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条

第二項を次のよう改める

貢献に規定する額が同規則に規定する期間内に、坑外から掘はくされる通気坑道又は排水

坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該

法人の事業の用に供した場合には、その用に供

した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該

通気坑道又は排水坑道について第四十三条第一項又は同項の規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)の当該通気坑道又は排水坑道の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)にかかわらず、当該通気坑道又は排水坑道の普通償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第五十条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「勘定の金額」を「の金額」に、「又は第四十七条から前条まで」を「若しくは第四十七条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」に、「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその」を「当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の)に改め、「相当する金額」の下に「をい」と)を加える。

第五十二条第一項中「及び同法に基づく命令」を「第三十二条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同条第一項中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これら」を「償却限度額は、法人税法第三十一条第一項」に、「の規定の適用を受けるときは、同条を「又は次条の規定の適用を受けるときは、これら」に、「償却範囲額として」を「償却限度額として」に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法

律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の  
法人税法及び同法に基づく命令の規定(以下この  
条において「旧規定」という。)に、「償却範囲額を  
「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中  
「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計  
算される償却範囲額に含まれるこれらの規定」を  
「償却限度額に旧規定により含まれることとなる  
旧規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項  
中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改  
め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却  
範囲額」を「償却限度額」に改め、同項を同条第三  
項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を  
「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第  
六項を同条第五項とし、第三章第一節の三中同条  
の次に次の二条を加える。  
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計  
算の特例)

ち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。)のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書及び同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。  
(準備金方式による特別償却)

**第五十二条の四 法人で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てて方法を含む。以下この条において同じ。)により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。**

法人が、前項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後三年以内に終了する各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。)において、その満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の

3 所得の金額の計算上、損金の額に算入する。  
4 法人が第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てた金額があるときは、当該積み立てた金額のうち第一項の特別償却限度額に達するまでの金額は、まず同項の規定による積立てがあつたものとみなす。

第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合は、これらの金額を控除した金額)。以下この条において同じ。)がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上第一項又は第二項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、特別償却準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

1 合併により消滅した場合 当該合併の日ににおける特別償却準備金の金額のうちその合併法人に引き継がれなかつたもの

二 前項及び前号の場合以外の場合において特別償却準備金の金額を取りくずした日における特別償却準備金の取りくずした日における特別償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

第4項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別償却準備金の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

前項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第四項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日

月数」とする。

第五項」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第十項まで」に、「勘定を設けている」を「を」から第十項までに、「第四項」を「第三項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六条の見出しを「(海外投資損失準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第四項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積立て」に、「勘定への繰入金額」を「として積み立てた金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てていて」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に係る「繰入れ」を「積立て」に、「勘定に係る」を「に係る」に改め、同条第六項中「勘定を設けている」を「を積み立てていて」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を積み立てている」に改める。

第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善準備金等)」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により中小企業構造改善準備金」として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「を積み立てていて」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第八項」を「第九項」に、「勘定」を「第八項」に、「第十一項」を「第九項」に、「勘

定を設けている」を「を積み立てて いる」に改め る。

金額以下の金額を損金経理の方法(確定した計算において剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定織布業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定損失とは、構造改善事業に係る貸付金及び未収入金でその組合員に対するもの(以下この条において「特定貸金」という。)の貸倒れによる損失をいう。

3 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立ててある特定織布業商工組合について構造改善事業に係る同項に規定する特定損失が生じた場合には、その生じた日における当該特定織布業構造改善準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該特定損失の額に相当する金額は、当該特定損失の生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立ててある特定織布業商工組合の同項の承認の日以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日における当該特定織布業構造改善準備金の金額が同日における特定貸金の額の合計額の四分の四に相当する金額をとるべきことは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立ててある特定織布業商工組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立ててある特定織布業商工組合が青色申告書の提出を取りくずした場合、その取りくずした日における特定織布業構造改善準備金の金額のうち当該取りくずした金額に相当する金額

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について適用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の特定織布業構造改善準備金を積み立ててある特定織布業商工組合が合併した場合について適用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

9 特定織布業商工組合の特定貸金に該当する法

人税法第五十二条第一項に規定する貸金について

10 特定織布業商工組合の組合員である法人が当該特定織布業商工組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定鉄道工事償却準備金)

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第七号に規定するものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同号に規定する設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額(以下この項において「設備別残額」といふことに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日ににおける特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定鉄道工事償却準備金の金額(その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらのが金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち、当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立ててある法人の同項の設備を取得してこれをその

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において特定鉄道工事償却準備金の金額(合併により解散した場合)において合併法人に引き継がれたも

5 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書による提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基準となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）において特定鉄道工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

#### （日本万国博覧会出展準備金）

第五十六条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月十四日までの期間内の日を含む各事業年度解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費

用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した決算額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該

積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十二年六月一日以前である場合には、同日。次号において同じ。）から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

二 当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和四十五年三月十五日以後の期間を除く。）の月数

三 日における日本万国博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合における日本万国博覧会出展準備金の金額を取扱いとした場合、その取りくずした日ににおける日本万国博覧会出展準備金の金額のうちそれを除く。）

五 第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で森

林法第二条第二項に規定する森林所有者である

ものが、昭和四十二年六月一日から昭和四十

四年三月三十一日までの間に開始する各事業

年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において同様に）に要する費用の支出に充てる

ため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低

い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した

決算において利益又は剰余金の処分により積立

金として積み立てた方法を含む。）により計画造

林準備金として積み立てたときは、当該積み立

てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年

度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その有する山林の全部につき森林法第五条

第一項の規定による地域森林計画の達成に資

するものとして作成した政令で定める要件に

該当する森林の施業に関する計画（以下この

条において「施業計画」という。）に基づき、当

該事業年度において、その山林の全部又は一

部の伐採（周伐のための伐採を除く。）をし、

又は譲渡（贈与、交換及び出資による譲渡を

の他政令で定める譲渡を除く。）をした面積に

相当する面積に当該施業計画に基づいて拡大

造林をするものとした場合のその拡大造林に

要する費用の額として政令で定めるところに

より計算した金額

二 当該事業年度後の各事業年度において当該

法人の行なう拡大造林に要する費用の額とし

て政令で定めるところにより計算した金額（次項において「累積限度額」という。）から、

当該事業年度終了の日における前事業年度か

ら繰り越された計画造林準備金の金額（その

日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者ではないとき」と読み替えるものとする。

（計画造林準備金）

第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で森

林法第二条第二項に規定する森林所有者である

ものが、昭和四十二年六月一日から昭和四十

四年三月三十一日までの間に開始する各事業

年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において同様に）に要する費用の支出に充てる

ため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低

い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した

決算において利益又は剰余金の処分により積立

金として積み立てた方法を含む。）により計画造

林準備金として積み立てたときは、当該積み立

てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年

度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その有する山林の全部につき森林法第五条

第一項の規定による地域森林計画の達成に資

するものとして作成した政令で定める要件に

該当する森林の施業に関する計画（以下この

条において「施業計画」という。）に基づき、当

該事業年度において、その山林の全部又は一

部の伐採（周伐のための伐採を除く。）をし、

又は譲渡（贈与、交換及び出資による譲渡を

の他政令で定める譲渡を除く。）をした面積に

相当する面積に当該施業計画に基づいて拡大

造林をするものとした場合のその拡大造林に

要する費用の額として政令で定めるところに

より計算した金額

二 当該事業年度後の各事業年度において当該

法人の行なう拡大造林に要する費用の額とし

て政令で定めるところにより計算した金額（次項において「累積限度額」という。）から、

当該事業年度終了の日における前事業年度か

ら繰り越された計画造林準備金の金額（その

2 前項の計画造林準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における計画造林準備金の額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額をそのまま積立てをして、した事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをして事業年度が最も古いものから順次積立てをしてある。この場合においては、前項後段の規定益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が拡大造林を行なつた場合には、当該拡大造林を行なつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち、同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併による被合併法人が同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む)がある場合には、当該積み立てた金額(同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうちには、その合併による被合併法人が同日前五年(同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く)は、当該事業年度の所

一 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合 その事情が生じた日における計画造林準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における計画造林準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において計画造林準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における計画造林準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における計画造林準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額については、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に計画造林準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が合

併した場合について準用する。この場合においては、  
「同条第九項中「者又は当該事業年度終了の日において第五十九項の六第一項の計画造林準備金の積立てをすることができる者でないとき」と読み替えるものとする。

第五十七条の見出しが「(証券取引責任準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により証券取引責任準備金勘定に繰入されたときは、当該繰入金額」を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金額として積み立てる方法を含む)により証券取引責任準備金として積み立てる方法を含む。」により「損金経理により商品取引責任準備金」に改め、同条第一項中「損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰入されたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により商品取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項中「損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により商品取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第八項中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」に規定中「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、「勘定を設けている」を「積み立てて」に、「勘定の金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により商品取引責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第十項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十項」を「第十一項」に、「勘定又は」を「又は」に、「勘定を設けている」を「積み立てて」に改め、「勘定を設けている」を「積み立てて」に改める。

第五十七条の二の見出しが「(渴水準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により渴水準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により渴水準備金として積立てたときは、当該積立てた金額)」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「積み立てて」に、「勘定の金額」を

「の金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けてい  
る」を「を積み立てていて」に、「勘定に繰り入れ  
た」を「として積み立てた」に、「繰入れ」を「積立  
て」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第七項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「を  
積み立てていて」に改める。  
第五十七条の三の見出しを「(違約損失補償準備  
金等)に改め、同条第一項中「損金経理により違  
約損失補償準備金勘定に繰り入れたときは、当該  
繰入金額」を「損金経理の方法確定した決算にお  
いて剩余金の処分により積立金として積み立てる  
方法を含む。」により違約損失補償準備金として積  
み立てたときは、「当該積み立てた金額」に、「勘定  
の金額」を「の金額」に改め、同条第二項中「勘定を  
設けている」を「を積み立てていて」に、「勘定の金  
額」を「の金額」に改め、同条第三項中「勘定を設け  
ている」を「勘定を設けていて」に、「勘定に係る」  
を「に係る」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、  
同条第四項中「勘定を設けていて」を「を積み立て  
た」に、「繰入れ」を「積立て」に改め、同条第六項  
中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第  
十項、第十一項」を「第八項、第九項」に、「第十二  
項」を「第十項」に、「勘定を設けていて」を「を積み  
立てていて」に改める。  
第五十七条の四の見出しを「(保険会社等の異常  
危険準備金)に改め、同条第一項中「損金経理に  
より」を「損金経理の方法確定した決算において  
利益又は剩余金の処分により積立金として積み立  
てる方法を含む。」により「勘定を設けていて」を「を  
積み立てていて」に改める。  
第五十七条の五の見出しを「(原子力損害賠償責



るものとして政令で定めるところにより計算し算入した金額との合計額をとこと、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。）とのいずれか低い金額（そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額）を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下の条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき土地收用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合 当該資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において

譲渡された資産以外の資産

三 請渡された資産以外の資産  
前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合（当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人の合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く。）当該資産

第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他のの大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

勘定残額につき、この項の規定により損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」といふものうちいづれか低い金額（当該該当することとなつた特別勘定残額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額）を当該該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

第六十四条の二第七項の規定は、第一項又は第五項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第二項から第四項まで及び第六項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第二百十二条」を「法人税法第二百十二条」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 漁業協同組合で漁業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第五号中〔昭和三十五年法律第六十一号〕を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中〔昭和三十八年法律第五十六号〕を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中〔昭和三十六年法律第四十八号〕を削り、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められた

三 中小漁業振興特別措置法第二条第一項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第六条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので該振興計画が定められた日から五年以内に同項の規定による認定を受けたものの第六十六条の三及び第六十六条の四を削り、第六十六条の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同条を第六十六条の三とする。

### 第六十六条の六第一項に次の二号を加える。

— 1 —

四 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する承認に係る固定資産

[View Details](#)

— 1 —

昭和四十二年五月二十六日 衆議院会議録第十七号



受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかるらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十七条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四を次のよう改める。

(時効により取得した土地の保存登記の税率の軽減)

第七十七条の四 個人が民法第百六十二条の規定により取得した国有地たる土地（当該個人の所有する耕作又は養畜の用に供する土地に隣接するもので、当該土地と一体として使用されてきたものに限る。）の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の三に相当する金額とする。

第七十七条の四の次に次の一条を加える。

（農林漁業金融公庫資金の転貸の場合の抵当権の設定登記の免税）

第七十七条の五 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は漁業組合が農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項各号に掲げる資金の貸付けを受け、当該資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同じ条件で同項に規定する農林漁業者に対し貸し付けた場合には、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十九条の見出し中「取得の」を「の設定」に改め、同条第一項中「昭和三十八年四月一日から昭和四十二年五月三十一日までの間」を「昭和四十二年四月一日において現に海上運送業を営む者で

政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内」に、「及び」を「事業の用に供されたことのないものに限る。以下この項において同じ。」で政令で定めるもの又は昭和四十二年四月一日において現に漁業を営む者が当該期間内に新造したに改め、「事業の用に供されたことのないものに限る。」を削り、同条第一項中「新造する外国航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるもの」を「同項に規定する者が新造する同項の船舶に」、「の担保として当該船舶の上に設定される」とを担保するために受けた当該船舶を目的とするに、「取得」を「設定」に改める。

第八十条第二項及び第八十条の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、「に限る。」の下に「若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第一項の規定による認定（同法第三条第一項に規定する振興計画で昭和四十一年六月一日から昭和四十五年三月三十日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。」を、「又は承認」の下に「若しくは認定」を加える。

第八十二条の二中「規定による勧告」の下に「若しくは漁業協同組合併助成法第四条第一項の認定」を加える。

第八十三条第一号中「設立の日から昭和四十二年五月三十一日までの間に行われる場合に限る。」を削る。

第八十四条中「日本航空株式会社」の下に「日本航空機製造株式会社」を加える。

第六章第二節中第八十八条の二の次に次の一条を加える。

（日本万国博覽会の用に供する物品の免税）

第八十八条の三 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、日本万国博覽会（第五十六条の五第一項に規定する日本万国博覽会をいう。以下この条において同じ。）の参加国、國際機関を含み、本邦を除く。又は出品者（本邦の出品者を除く。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者（以下この条において「出品者等」という。）が日本万国博覽会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売は又は移出に係る物品税を免除する。

前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があった場合には、この限りでない。

前項の規定は、前項の場合について準用する。

第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を日本万国博覽会の開催地の所轄税關長に提出しなければならない。

第八十九条の四 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の砂糖のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの（以下この条において「転化糖水」という。）で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に輸出しないときは、同項の税關長は、当該出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徵収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該出品者等が、政令で定める手続により当該税關長に届け出て、当該物品を廢棄し、又は日本万国博覽会の用に供した後國若しくは地方公共団体に対しその用に供されるものとして寄贈した場合

二 既に第二項本文の規定の適用があつた場合（第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。）第六章第四節中第九十一条の前に次の二条を加える。

（第一種甲類の砂糖の非課税）

第九十条の三 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種甲類の砂糖（同法附則第十二項の規定により第一種甲類の砂糖とみなされる砂糖を含むものとし、次条第三項において「第一種甲類の砂糖」という。）昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、同法第三条、第十一条から第十三条まで及び第二十条第四項の規定は、適用しない。

前項の規定の適用を受けた砂糖については、砂糖消費税法（第二十二条を除く。）の規定の適用上、課税済みの砂糖類とみなす。

前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖を主たる原料として製造した砂糖類で砂糖消費税法第八条又は第二十条の規定の適用を受けたものについては、同法第二十二条の規定は、適用しない。

前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖水の税額計算の特例）

第九十条の四 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の砂糖のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの（以下この条において「転化糖水」という。）で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に輸出しないときは、同項の税關長は、当該

十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る砂糖消費税の税額は、同条第九条の三の規定にかかわらず、一キログラムにつき十二円の割合で計算した金額とする。

2 前項の期間内に転化糖水を砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者は、砂糖消費税法第十条第一項又は第十二条の規定による申告書に、その旨及び当該転化糖水の重量を記載しなければならない。

3 転化糖水を原料の一部として製造した砂糖で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれないものとする。

第一項第一号及び附則第十九条中「前条第一項」を「第九十条の四第一項」に、「同項」を「当該原料とした砂糖類が第九十条の四第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二条第一項中「第九条の三に規定する税率により算出した」とあるのは、「一キログラムにつき十二円の割合で計算した」と、当該原料とした砂糖類が前条第一項の規定の適用を受けたものであるときは、「同法第二十二条第一項中」に、「読み替え」を「、それぞれ読み替え」に改める。

第九十五条中「昭和四十一年五月三十日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条(第四項を除く)、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過規定の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 第三条 昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という)前に支払を受けたべきであった利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得(改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という)第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む)については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年六月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

(配当所得に関する経過規定)

第四条 施行日前に支払を受けるべきであつた配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く))で昭和四十二年六月三十日後に対応する部分の金額を含む)については、同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算に係る当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)

第五条 新法第十条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、個人が同日前に旧法第十二条第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(個人の税額控除に関する経過規定)

第六条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に、旧法第十二条第一項に規定する開発研究機械等での製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作してこれを同項に規定する開発研究の用に供した場合における当該開発研究機械等の償却費の額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第十三条の三(第八項を除く)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同条の規定の例によるものとする。

4 第五条 新法第九条の二の規定は、施行日以後に合併した同条各号に掲げる法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に合併した当該法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

2 第六条 新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む)及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三号)附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の二第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、前三条と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十二条、第十三条」とする。

3 第七条 個人が昭和四十二年一月一日において有する旧法第二章第二節第二款の規定による各準備金勘定の金額(既に旧法の規定により取りはずすべきこととなつたものを除く)は、それぞれ新法第二章第二節第一款の規定により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 第八条 新法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する特定織布業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

3 同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十二条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお第二項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三(第八項を除く)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する者があら。

の収益の分配に係るものと除く)については、旧法第八条の三第一項及び第二項、第八条の四第一項並びに第九条第一項中「昭和四十二年五月三十日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、これらの条の規定の例によるものとする。

4 昭和四十二年分の所得税についての新法第三条第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項(新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む)及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三号)附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十二条、第十三条」とする。

3 第九条 旧法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三(第八項を除く)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する者があら。

第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十二年分の所得税についての新法第三条第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項(新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む)及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三号)附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十二条、第十三条」とする。

3 第九条 旧法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三(第八項を除く)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する者があら。

行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外國技術を提供することにより受けける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

#### （譲渡所得に関する経過規定）

**第十条 新法（附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後のものをいう。以下次項まで及**

が当該配当等の金額を受けた場合に

なお従前の例による。  
(法人の税額控除に関する経過規定)

研究の用に供した場合におけるそ

事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中

古文

六十六条の二第一項に規定する法人が用する。

1

対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なほその

1

（石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定）

1

が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

1

**第二十条** この法律の施行前に課した、又は課す  
**(砂糖消費税の特例に関する細過規定)**

10

(通行税に関する特例の改正に伴う経過規定)  
の例による。

1

した航空機の旅客運賃に係る通行税について  
は、なお従前の例による。

1

(罰則)に関する経過規定

1

昭和四十二年五月二十六日衆議院會議錄第十七号

## 〔報告書は本号末尾に掲載〕

りましたところ、日本社会党を代表して武藤山治君、民主党を代表して竹本孫一君、公明党を代表して田中昭二君は、それぞれ修正案に賛成。

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

## 理由

今次の税制改正の一環として、企業の体質改善等に資するため、試験研究費に係る税額控除制度及び特定織布業構造改善準備金制度を創設し、協同組合等から組織変更をした協業組合の課税並びに中小漁業者の合併、現物出資及び減価償却についてその特例措置を設けるほか、輸出の振興に資するため、輸出割増償却制度及び技術等海外取引の特別控除制度の拡充合理化を行なうとともに、社会開発の促進等を図るため、公害防止施設の特別償却制度、特定鉄道工事に係る準備金制度及び特別償却制度の創設、収用等の場合の譲渡所得の軽減合理化、特定住宅地造成事業に係る延納利子率及び合理化機械等の特別償却の適用の特別制度の創設、利子所得及び配当所得の課税の特例並びに交際費税の特例の適用期限の延長及び合理化、日本万国博覧会出展準備金制度の新設等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

○内田常雄君登壇

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、本年度における税制改正の一環をなすものであります。その内容は、資本の自由化、社会開発等、当面の政策上の要請にこたえて、新たに税法上の特別措置を講ずるものと、既存の特別措置について、実情に即して整理合理化、あるいは期限の延長等を行なうものとの二つに大別されます。

まず、特別措置を新設するものについて申し上げますと、その第一は、企業の体質改善をはかるための措置であります。企業が試験研究費の支出を増加した場合の税額控除の制度を新設し、また、紡績業及び織布業の構造改善対策並びに石炭鉱業の再建整備対策の一環として、税制上の助成措置を講ずるものであります。

第二は、中小企業等の体質強化をはかるための措置であります。中小企業用機械に対する割り増し償却制度の拡充、中小企業の範囲の拡大等のほか、中小企業の協業化の促進、中小漁業の構造改善、肉用牛の緊急増産等の要請にこたえて、それぞれ税制上の助成措置を講じております。

第三は、輸出の振興に資するため、企業が輸出取引のために海外で支出した交際費は、否認の対象から除外することなく、輸出割り増し償却制度を海外における測量請負等にも適用することにしております。

第四は、社会開発を促進する見地から、公害防護施設や都市交通緩和のための私鉄の都心乗り入れ施設等について、特別補償制度を適用しようとしております。

第五は、土地対策及び住宅対策の推進をはかるため、譲渡所得課税について、収用等の場合の特例を土地収用法の改正との関連において改正する

み立てに対して住宅貯蓄控除を認めるほか、従業員の住宅建築借り入れ金に対する企業からの利子補給を非課税とすることであります。

以上のほか、万国博覧会出展準備のための支出についての一定の積み立てを認めること、また、景気過熱時には法人税の延納利子税率の引き上げや、特別償却の停止繰り越しを行ない得ることとして、税制の運用に景気調整機能を導入する制度を設けることにしております。

次に、特別措置の整理合理化、期限の延長等を行なうものについて申し上げます。

第一に、利子・配当所得に対する特例につきましては、今回、税率をそれぞれ五%引き上げて適用期限を三年間延長するとともに、割引債券の償還差益について新たに五%の源泉分離課税を行なうことにしております。

第二に、交際費課税につきましては、企業における交際費の節減をさらに促進するため、交際費を節約した場合には税負担を軽減し、交際費が増加した場合には税負担を重課される方式を取り入れた上で、適用期限を二年間延長しております。

以上のか、適用期限の到来するその他の特別措置については、航空機の乗客に対する通行税のよう一部廢止するものを除き、合理的の改正を加えた上で、適用期限を延長しております。

以上が本案の概要であります。本案に関しましては、参考人の意見を聽取する等、慎重審査が行なわれ、特に、利子・配当についての特別措置の問題、交際費の損金是認の範囲に関する問題、租税特別措置全般についての課税公平の原則と特定の政策目的的具体的効果との関連などの諸点については熱心なる論議が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

次いで、本案に対しましては、自由民主党提案にかかる修正案が提出されました。

修正の趣旨は、政令で定める中小規模の消費者生活協同組合が所得を留保したときは、留保金額が出資金総額の四分の一に達するまでは、各事業年度における留保所得の二分の一については法人税を課さないことにしようとするものであります。

かくて、昨二十五日、質疑を終了し、討論に入

〔参考〕  
租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)  
附則第十条第一項中「協同組合連合会を除く。」を次のよう修正する。

第五十九条の改正に関する部分の次に次のように加える。  
附則第十条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第六十一条第一項中「協同組合連合会を除く。」を次のよう修正する。

第五十九条の改正に関する部分の次に次のように加える。  
附則第十条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

附則第二十四条を附則第二十五条とし、附則第十七条から附則第二十三条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十六条の次に次の二条を加える。  
(協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過規定)

第十七条 新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕  
○武藤山治君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、政府の反省を求め、反対の討論をいたします。(拍手)

租税特別措置法は、多岐にわたり政策効果を

失つたと思われるものもあり、われわれは強く改廃を主張してまいりました。今回の改正案の中でわれわれが強く反対しているのは、利子・配当所得の優遇措置が三ヵ年延長される点であります。

第一の反対の理由は、不労所得、資産所得があまりにも優遇され、勤労の所得と不均衡になるからであります。(拍手)個人の所得はすべて総合課税標準とするのが所得税のたてまえであります。しかし、株の配当に対しても特別措置により源泉税率を軽くし、分離課税を許し、確定申告不要の取り扱いで税負担を軽減し、年間三百六十億円の恩恵を与えてきたのであります。このような措置がなくとも、株式所有者には配当控除制度があり、株の売買利益には税金がかからないのであります。大蔵委員会で論議され、明らかにされたことに、個人の受け取り配当年間三千五百三十一億円のうち、税務署に申告された額は千七百六十八億円にすぎず、無申告が一千二百三十億円に達することがわかり、かなり優遇されています。ところが、国税庁の答弁では、譲渡所得課税はゼロとなつており、全く税金を納めていないのであります。株式の売買が年間五十回以上行なわると、株の譲渡所得税がかかることを法は定めておりません。ところが、國税庁の答弁では、譲渡所得課税はゼロとなつており、全く税金を納めていないのであります。アメリカ、イギリスでは、短期の証券の売買についてキャピタルゲインに課税していります。いかに日本の税制が資産所得、不労所得に有利になつておらずれに至れり尽くせりの優遇であるかは、以上のとく明らかであります。(拍手)われわれが政府に反省を求める、本制度に反対するゆえんはここにあるのであります。

配当優遇と同様に、政府は貯蓄の奨励と称して、

預貯金の利子を総合課税からはずし、分離一五%

の税率で三年間延長してしております。本来なら、累進課税の所得構造から見て五〇%ある

いは六〇%の高率で課税されるはずの高額所得者

が、わずか一五%の課税で優遇されているのであります。政府は、経済成長のため貯蓄を高めるための措置だと強弁をいたしますが、この措置と貯蓄

高との因果関係は認められないと税制調査会でも明らかにしているのであります。昭和二十八年、昭

和二十九年は源泉課税五〇%のものを分離一〇%に軽減したが、そのときの貯蓄率は一〇・六、一〇・四と、前年の一五・六よりも低下したし、また、三十八年に分離一〇%を五%に軽減したが、

貯蓄率には変化がないのであります。すなわち、預貯金をする者は、利子率にのみ左右されて貯蓄

金をするのではないことを実証しております。優遇措置によるよりも、所得の増加、減税による可

能性を見のがすことはできません。(拍手)

わが国の貯蓄性向は世界一高く、アメリカ八・

五、イギリス八・四、ドイツ一三・六、フランス一・九と比し二一・二となつていて、いよいよ

よその不合理性が明らかとなるのであります。

昭和四十一年のベースで調べてみると、百万円

以上の預貯金を有する世帯は、所得二百万円以上

の高額所得のところであり、年間二百万円以下の所得者が九〇%の預金者比率を占めているが、ほとんどの預金額は百万円以下であります。預貯金一百万円以下は、少額貯蓄免稅の制度により利子非課税であり、分離課税や税率軽減の恩恵は受けないのです。したがつて、分離課税、税率軽減の措置による二百七十億円の減税の恩恵は、二百万円以上の所得のある高額所得者わずか三十五万九千世帯にのみその恩恵が及んでいることになります。一世帯当たりにして七万円の補助金が、高額利子所得者に渡された計算となるのであります。(拍手)まさに金持ち天国といわざるを得ないのであります。二千六百万人の低所得者と、わずか三十五万九千人の高額所得者といずれにウエートを重く置くのが正しい公平の政治か。私は自民党政府に冷静な反省を求めたいと思います。(拍手)

また、現行の預金制度にはいろいろな問題があり、四二・八%が架空名義預金であります。実名

の預金はわずか二%にすぎなかつたことが明らかにされました。架空、無記名の預金がいかに多いかを実証しております。なぜ九〇%以上も架空、

第一の反対の理由は、不労所得、資産所得があまりにも優遇され、勤労の所得と不均衡になるからであります。(拍手)個人の所得はすべて総合課税標準とするのが所得税のたてまえであります。しかるに、株の配当に対しても特別措置により源泉税率を軽くし、分離課税を許し、確定申告不要の取り扱いで税負担を軽減し、年間三百六十億円の恩恵を与えてきたのであります。このよう

な措置がなくとも、株式所有者には配当控除制度

があり、株の売買利益には税金がかからないのであります。大蔵委員会で論議され、明らかに

されたことに、個人の受け取り配当年間三千五

百三十一億円のうち、税務署に申告された額は千

七百六十八億円にすぎず、無申告が一千二百三十

億円に達することがわかり、かなり優遇されています。ところが、國税庁の答弁では、譲渡所得課税

はゼロとなつており、全く税金を納めていないのであります。株式の売買が年間五十回以上行なわると、

株の譲渡所得税がかかることを法は定めておりま

す。ところが、國税庁の答弁では、譲渡所得課税

はゼロとなつており、全く税金を納めていないのであります。アメリカ、イギリスでは、短期の証券の売買についてキャピタルゲインに課税していります。いかに日本の税制が資産所得、

不労所得に有利になつており、至れり尽くせりの

優遇であるかは、以上のとく明らかであります。(拍手)われわれが政府に反省を求める、本制度に反対するゆえんはここにあるのであります。

配当優遇と同様に、政府は貯蓄の奨励と称して、

預貯金の利子を総合課税からはずし、分離一五%

の税率で三年間延長してしております。本来なら、累進課税の所得構造から見て五〇%ある

いは六〇%の高率で課税されるはずの高額所得者

が、わずか一五%の課税で優遇されているのであります。政府は、経済成長のため貯蓄を高めるための措置だと強弁をいたしますが、この措置と貯蓄

高との因果関係は認められないと税制調査会でも

明らかにしているのであります。昭和二十八年、昭

和二十九年は源泉課税五〇%のものを分離一〇%

に軽減したが、そのときの貯蓄率は一〇・六、一

〇・四と、前年の一五・六よりも低下したし、ま

た、三十八年に分離一〇%を五%に軽減したが、

貯蓄率には変化がないのであります。すなわち、

預貯金をする者は、利子率にのみ左右されて貯

蓄金をするのではないことを実証しております。優

遇措置によるよりも、所得の増加、減税による可

能性を見のがすことはできません。(拍手)

わが国の貯蓄性向は世界一高く、アメリカ八・

五、イギリス八・四、ドイツ一三・六、フランス一・

九と比し二一・二となつていて、いよいよ

よその不合理性が明らかとなるのであります。

昭和四十一年のベースで調べてみると、百万円

以上の預貯金を有する世帯は、所得二百万円以上

の高額所得のところであり、年間二百万円以下の所得者が九〇%の預金者比率を占めているが、ほと

んど預金額は百万円以下であります。預貯金

一百万円以下は、少額貯蓄免稅の制度により利子非

課税であり、分離課税や税率軽減の恩恵は受けな

いのです。したがつて、分離課税、税率軽

減の措置による二百七十億円の減税の恩恵は、二

百万円以上の所得のある高額所得者わずか三十五

万九千世帯にのみその恩恵が及んでいることにな

ります。一世帯当たりにして七万円の補助金が、高額

利子所得者に渡された計算となるのであります。

(拍手)まさに金持ち天国といわざるを得ないのであります。二千六百万人の低所得者と、わずか三

十五万九千人の高額所得者といずれにウエートを

重く置くのが正しい公平の政治か。私は自民党政

府に冷静な反省を求めたいと思います。(拍手)

また、現行の預金制度にはいろいろな問題があり、四二・八%が架空名義預金であります。実名

の預金はわずか二%にすぎなかつたことが明らかに

されました。架空、無記名の預金がいかに多いかを

実証しております。なぜ九〇%以上も架空、

無記名預金となるのか、答えは明瞭である。脱税した資金の隠し場に利用されているのであります。した資金の隠し場に利用されているのであります。国民感情に照らしてみててもしかるべき処置であると思ひます。政府の猛省を促して、討論を終わります。(拍手)

われわれは、これが改革を提唱して戦つてましたのであります。政府は、貯蓄奨励と称しながら、一部の国民に特別な恩恵を与えるこの制度を続けるということは、国民の納税モラルを低下させ、政府は国民の指揮を免ることはできないと思ひます。すみやかに本制度は廃止すべきであります。(拍手)

第二に、以上のよう、利子・配当の優遇は、所得税の体系を乱し、総合累進課税をねじ曲げ、不公平、応能の原則を破壊している点であります。

所得税は、国民の所得格差を調整し、富を再分配する機能を発揮すべき税であり、所得の多い者から多くの税金を取るという性格の税であります。

所得税は、個人の所得を指標として、その扣税力を把握するものであり、累進税率を適用する基準となる課税標準にはすべての所得を総合するこ

とが本則であり、原理であります。水田大蔵大臣は、「ひとしきらざるを憂う」と大蔵委員会で申しました。「不公平は重税より悪税なり」ということ

が本則であり、原理であります。為政者の忘れてはならない名句と

私は思うであります。(拍手)しかし、利子・配当所得を特別に優遇し、総合累進課税から取りはずすことは、近代國家の重大な原理を踏みに

じるものとして断じて許すことはできません。

私は思うであります。(拍手)しかし、利子・配当所得を特別に優遇し、総合累進課税から取り

はずすことは、近代國家の重大な原理を踏みに

じるものとして断じて許すことはできません。

私たちの考え方を率直に申し述べたいと思うのであります。

御承知のとおり、租税特別措置は、特定の政策目的を達成するための手段として、租税の誘引効果を期待するものでありまして、近代的経済財政政策の一環をなすものと見ることができるのであります。誘引効果を期待するための傾斜的減税であります以上、租税負担の公平あるいは租税の中立性等が一時的にたな上げされることはきわめて当然であります。租税特別措置を論議する場合、公平論や中立論にこだわることは本末を取り違えたもので、無意味な論戦と申さなければなりません。(拍手)したがって、租税特別措置の一面の、しかも形式的な欠点を非難するに急で、その重要な政策的な意義、役割りを見落とした議論にはとうていくみし得ないものであります。かかる論者はともに近代経済を論ずる必要なしとさえ言いたいのであります。(拍手)

私は、行政経済政策における租税の誘引効果を高く評価し、これを政策手段として有効に活用することの意義を強く認識するものであります。したがって、本案に盛られたような一連の特別措置こそ、資本の自由化に対処しつつ、わが国の経済を手がたく安定的成長を続けさせるために、当面特に重要視されなければならないと確信をいたすものでございます。(拍手)

しかし、私たちは、特別措置万能を主張するものではありません。特別措置はあくまでも特別措置でありますから、特別措置の乱用が税制の大本を乱すことにならないよう、不斷に厳戒すべきものであると思いますし、また、その整理合理化も、環境と条件の変化に応じて遅滞なく実行する心がまえを堅持しなければならないと思うのであります。もつとも、特別措置の整理合理化を検討実行する場合には、現行の措置が産業の助成、輸出の振興、設備の近代化、貯蓄の奨励等の重要な施策の一環を形成しつつ、企業の行動と、国民の生活心理にまで深く食い入り、経済の現実に広く定着している現実を軽視してはならないと思うのであります。

さきの暫定措置で、利子と配当の源泉税率の引

き上げがきまるとき、郵便貯金の利下げが問題になります。経済界は生きたつながりで結ばれており、一波万波を呼ぶ関係にあることを強く記憶します。したがって、特別措置の整理合理化には積極的な意欲を持ちながらも、これが実行にあたっては、細心の注意と、慎重な段取りとを考慮する必要があると思うのでござります。

方向としましては、当然に整理合理化を進めなければならぬ利子と配当の特別措置、また、交際費の規制などに對しましても、本案が漸進的な段取りで進めておりますことは、利子と配当に對する特例や、交際費の慣習、惰性がすでに個人生活と企業経営の中に定着しているという事實を重視しているからでございます。

以上、特別措置のあり方に關しましては、要は、経済政策の目的と、税制の基本的目的とをいかに調和させるかということでありまして、この辺に自由主義財政経済政策の絶妙なる手綱さばきがあると御承知願いたいのであります。(拍手)以上のよろな観点から政府提出の租税特別措置法改正案の内容を見ますに、政府原案は、しきいに検討すれば多少の不備未熟な点はあるにせよ、時局柄きわめて適切な措置を網羅しているものと考え、賛成の意を表するものでございます。

(拍手)ところで、この改正案の内容は、当面の政策要請にこたえて新たに特別措置を講ずる必要のあるものと、既存の特別措置につき実情に即して整理合理的な措置を講ずる必要のあるものと、二つに大別されるのであります。

前者に属するものでは、企業の体質改善、中小企業の体質強化、輸出の振興、社会開発の促進、あるいは土地と住宅対策の充実等、当面の政策要請にこたえて、新しく所要の措置を講じております。また、税制の景気調整機能強化の見地から、法人税の課税特例を設ける等の改正も新しく取り上げられております。しかし、いずれの措置も、時宜を得たきわめて適切なるものと認められるのであります。ことに、近代財政政策としてファイスカルボリシーへの関心が高まっている昨今、徵税

を弾力的に行ない得るこの種の特別措置には、時節柄大きな意義があると思うのであります。

次に、後者に属するものとしましては、利子・配当の所得課税についての特別税率の引き上げが、これに関連する割引債の償還差益課税の特例と、新設、交際費の損金不算入制度の改正等、いわば整理の方向に向かつての合理化を進めている各種の措置があります。適用期限の到来する特別措置についても、必要に応じ、整理ないしは合理化を加えつつ、適用期限を延長することにいたしております。さらにまた、税制簡素化の観点を取り入れて広く改善合理化がはかられているのであります。さて、この面におきましても、政府の措置は適切妥当なものと認められるのであります。

以上のとおり、政府原案は、租税特別措置の根本的なあり方といふ本質的な観点からいたしましても、また、当面の政策上の要請という現実的な観点からいたしましても、ともに必要にしてかつ適切な改正であると考え、私たちは責任をもつて本法案に賛成するものでございます。(拍手)

なお、この際特に申し加えたいことは、この案に反対する諸君が目のかたきにする利子と配当に対する特別措置についてであります。

働く低額所得者と、利子と配当の加算される高額所得者との不均衡論が、反対論者の重要な論点であります。しかし、私たちからすれば、かかる論者は、あまりにも近視眼的であり、かつ、租税特別措置の本質をあまりにも知らな過ぎると思うのであります。

租税特別措置は、個人所得上の不均衡は初めから承知の上で、特別の対策目的達成のため、租税の誘引効果をねらったものであります。だからこそ特別措置と呼ぶのであって、このたてまえを正しく理解されれば、個人所得上の不均衡を論議の中心とすることはどうしても解せないのであります。

○議長(石井光次郎君) 小峯君、小峯君、簡単に願います。結論をお急ぎ願います。

○小峯柳多君(続) あるいは証券に投資され、民間の産業資金と政府の財政投融資資金の相当額をまかなっているのであります。

私たちには、利子と配当に対する特別措置が存在することによって、利子・配当所得者の資金が、国民経済的に有効な機能を發揮し、一国経済の安定成長を助け、国民所得水準を引き上げ、本案の反対論者が声を大にして庇護する低所得者の所得引き上げにもやがてはものを言う筋合にあります。

○議長(石井光次郎君) 結論を言つてください。

○小峯柳多君(続) この際、感情論でなしに、冷静に事実認識をする必要があると思うのであります。

最後に、修正案に対しましても、私は賛成いたしております。

以上、簡単でございますが、賛成の討論を終わ

申さなければなりません。経理と計数に敏感な利子・配当所得者の資金を、正常な金融市场や証券市場に誘引しようとすれば、利回り計算をもつて利回り計算を確立させるために、利子と配当に對する特別措置が必要なのであります。もしこの特別措置がなく、他の所得と総合されて累進所得税率が適用されるようになりますれば、大方の利子・配当所得者は……

〔発言する者多し〕

○議長(石井光次郎君) 小峯君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○小峯柳多君(続) その手持ちの資金を、国民経済的には好ましくない方向、たとえば不健全手形の買取りとか、高利の運用とか、土地の思惑などに動員して、金融市场と証券市場における現実の穴の大きさには、けだし予想外のものがあるだろうと思われるからであります。

しかし、実際問題として、特別措置がありますがゆえに、これらの利子・配当所得者の資金は、あるいは預金に預け入れられて金融市场をつかい……

しかしながら、これらは利子・配当所得者の資金は、現実の穴の大きさには、けだし予想外のものがあるだろうと思われるからであります。

○議長(石井光次郎君) 小峯君、小峯君、簡単に願います。結論をお急ぎ願います。

○小峯柳多君(続) あるいは証券に投資され、民間の産業資金と政府の財政投融資資金の相当額をまかなっているのであります。

私たちには、利子と配当に対する特別措置が存在することによって、利子・配当所得者の資金が、国民経済的に有効な機能を発揮し、一国経済の安定成長を助け、国民所得水準を引き上げ、本案の反対論者が声を大にして庇護する低所得者の所得引き上げにもやがてはものを言う筋合にあります。

申さなければなりません。経理と計数に敏感な利子・配当所得者の資金を、正常な金融市场や証券市場に誘引しようとすれば、利回り計算をもつて利回り計算を確立させるために、利子と配当に對する特別措置が必要なのであります。もしこの特別措置がなく、他の所得と総合されて累進所得税率が適用されるようになりますれば、大方の利子・配当所得者は……





所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求める件(条約第一七号)（予）  
外務委員会 付託

## (議案付託)

一、昨二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)（予）  
文教委員会 付託

## (議案付託)

一、昨二十五日、参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求める件  
(議案送付)

一、昨二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律案  
法人税法の一部を改正する法律案  
相続税法の一部を改正する法律案  
下水道法の一部を改正する法律案  
下水道整備緊急措置法案  
日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案  
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

2 航空交通管制その他の航空保安業務に従事する職員の養成又は研修をより一層充実させること。現在航空局技術部に置かれている航空保安職員訓練センターを、本省の附属機関たる航空保安職員研修所として整備すること。  
3 最近における航空行政事務の増大に伴い、地に即した事務は地方支分部局において行なわせることができかつ能率的であるが、現在の航空保安事務所は主に飛行場の保安業務等の現場的業務を行ない、本省の管理事務及び許認可事務を行なわせることが困難な実情にあるため、本省の地方支分部局として、新たに東京及び大阪に地方航空局を設置し、本省の事務を分掌させるとともに職権を委任し、それぞれ次長一人を置くこととする。  
なお、地方航空局の事務の一部を分掌する機関として、空港事務所その他の機関を置くことができる。これが次長一人を置くこととする。

4 電子航法及び人工衛星航法に関する業務

これは、現在船舶技術研究所で行なっているが、これらは研究分野も異なつてるので、電子航法研究所として独立させ、これらの研究等の業務を積極的に推進することとする。

5 自動車安全対策及び自動車による公害の防止対策を積極的に推進していくため、船舶技術研究所は自動車等の使用に関する試験及び調査のほか、その設計、研究をあわせて行なうものとすること。

6 連輸省の定員を次のように改めること。  
1 航空機の発達に対処し、安全かつ円滑な航空輸送を確保するためには、飛行場及び飛行場関連施設の整備拡充を強力に推進する必要があるが、このための事務が年々著増し、また質的にも益々遂行困難になりつつあるので、これら飛行場に関する事務を一元的に処理するため、航空局に飛行場部を新設すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 航空機の発達に対処し、安全かつ円滑な航空輸送を確保するためには、飛行場及び飛行場関連施設の整備拡充を強力に推進する必要があるが、このための事務が年々著増し、また質的にも益々遂行困難になりつつあるので、これら飛行場に関する事務を一元的に処理するため、航空局に飛行場部を新設すること。

## 海難審判所

## 二四二人

(増員 二人)

（差引一二七人の増員）六、一五三人

(増員 三一人)

## 合計

三二、八三五人

（差引一二七人の増員）

（差引一二七人の増員）六、一五三人

（差引一二七人の増員）三一人

（差引一二七人の増員）三二〇人

（差引一二七人の増員）二二九人

（差引一二七人の増員）二二八人

（差引一二七人の増員）二二七人

（差引一二七人の増員）二二六人

（差引一二七人の増員）二二五人

（差引一二七人の増員）二二四人

（差引一二七人の増員）二二三人

（差引一二七人の増員）二二二人

（差引一二七人の増員）二二一人

（差引一二七人の増員）二二〇人

（差引一二七人の増員）二一九人

（差引一二七人の増員）二一八人

（差引一二七人の増員）二一七人

（差引一二七人の増員）二一六人

（差引一二七人の増員）二一五人

（差引一二七人の増員）二一四人

（差引一二七人の増員）二一三人

（差引一二七人の増員）二一二人

（差引一二七人の増員）二一一人

（差引一二七人の増員）二一〇人

（差引一二七人の増員）二〇九人

（差引一二七人の増員）二〇八人

（差引一二七人の増員）二〇七人

（差引一二七人の増員）二〇六人

（差引一二七人の増員）二〇五人

（差引一二七人の増員）二〇四人

（差引一二七人の増員）二〇三人

（差引一二七人の増員）二〇二人

（差引一二七人の増員）二〇一人

（差引一二七人の増員）二〇〇人

（差引一二七人の増員）一九九人

（差引一二七人の増員）一九八人

（差引一二七人の増員）一九七人

（差引一二七人の増員）一九六人

（差引一二七人の増員）一九五人

本案は、厚生行政の適正かつ能率的運営をそのため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、昭和四十二年度一般会計予算及び特別会計予算に、約一億九千五百万円が計上されている。

右報告する。  
昭和四十二年五月二十五日 内閣委員長 關谷 勝利

衆議院議長 石井光次郎殿

5 沖縄電波測定所に置かれる職員には、その職務を円滑に遂行できるよう、俸給、扶養手当、期末手当及び勤務手当のほか、在勤手当を支給する等の特例を設けるため、所要の改正を行なうこと。

6 附属研究機関の拡充強化を図る等のため、科学技術庁の職員の定員を九八人増員して、二、〇〇三人に改めること。

二 議案の可決理由  
本案は、科学技術の振興を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として約六千九百三十万円が、昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。

内閣委員長 關谷 勝利  
衆議院議長 石井光次郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案の改正点は、次のとおりである。

1 国立近代美術館の京都分館は、昭和三十八年に設置され、以来工芸を中心とする展覧会を開催し、施設、内容とともに年々整備充実してきており、今日では独立館と変わらぬ活動をするに至つてゐるのであるが、本館の国立近

代美術館は東京都に置かれている関係上、事務処理が敏速を欠くきらいもあるので、これを京都国立近代美術館として独立の附属機関とする。

2 最近における学術研究の進展と規模の拡大に対処し学術研究の一そらの発展を図るために、総合的、長期的な見通しのもとに学術振興に関する方策を策定する必要があるので

これまでいわば実際的な事業の執行に関する

調査審議を行なつてきた学術奨励審議会に代えて、学術に關する重要事項を調査審議する

3 国立大学の学部・附属病院及び附置研究所等の新設等に伴い、文部省の職員の定員を

三、三九九人増員して次のように改める。

本省 一〇三、九五一、うち一〇一、五

六三人は国立学校の職員とする。（増員 合計 一〇四、四九七人）

なお、施行期日は、昭和四十二年六月一日としている。

二 議案の可決理由  
本案は、文部行政の効率的運営を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、昭和四十二年

度一般会計予算に約一千四十五万円が、国立学校特別会計予算に約十九億四千五百九十三万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

内閣委員長 關谷 勝利  
衆議院議長 石井光次郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案の改正点は、次のとおりである。

1 国立近代美術館の京都分館は、昭和三十八年に設置され、以来工芸を中心とする展覧会を開催し、施設、内容とともに年々整備充実してきており、今日では独立館と変わらぬ活動をするに至つてゐるのであるが、本館の国立近

代美術館は東京都に置かれている関係上、事務処理が敏速を欠くきらいもあるので、これを京都国立近代美術館として独立の附属機関とする。

2 最近における学術研究の進展と規模の拡大に対処し学術研究の一そらの発展を図るために、総合的、長期的な見通しのもとに学術振興に関する方策を策定する必要があるので

に相当する所得税または法人税の税額控除

（税額の一〇%を限度とする。）を認めるこ

ととしている。

なお、これに伴い、開発研究用機械等の

初年度九五%特別償却および新規の契約に

係る外國技術使用料についての所得税軽減の措置（本則税率二〇%を一五%とする。）を廃止することとしている。

（2）特定織維工業構造改善の助成

特定織維工業構造改善臨時措置法の制定に伴い、紡績業および織布業の構造改善事

業を助成するため、次のような措置を講ずることとしている。

（1）特定の紡績事業者が、主務大臣の定め

る基本計画に従つて、その所有する特定

の紡績機を廃棄するため、織維工業構造改善事業協会に引き渡した場合には、現行

制度を適用することとしている。

（2）特定織布業商工組合が設定する特定織

布業構造改善準備金について、その組合員が支出する賦課金を必要経費または損

金に算入するとともに、その組合における

課税は、五年経過後貸付金の回収に応じて行なうこととしている。

（3）石炭鉱業会社に対する課税の特例

石炭鉱業会社が、石炭鉱業再建整備臨時措置法の規定による元利補給金の交付を受ける場合には、前事業年度以前から繰り越された欠損金額に達するまで、その補給金には課税しないこととしている。

（1）中小企業の体質強化

中小企業の機械等の割増償却制度につい

て、その適用をうける企業の範囲に協業組合を加えるとともに、現行の従業員基準を緩和して従業員三百人をこえる特例事業者および企業組合にも割増償却を適用するこ

ととしている。

（2）協業化の促進

事業協同組合等が四十五年三月末日まで組織を変更して協業組合となつた場合には、組織変更後三年間は、その協業組合を事業協同組合等とみなして法人税の制度を適用することとしている。

（3）中小漁業の構造改善の促進

中小漁業振興特別措置法の制定に伴い、

振興計画が定められた指定業種に属する中小漁業者が合併または現物出資を行なつた場合には、圧縮記帳を認め課税の繰延べを行なうとともに、漁船について割増償却を認めることとしている。

（4）肉用牛の緊急増産対策

農業を営む個人または農業生産法人がその飼育した肉用牛を家畜市場等で売却した場合の所得については、所得税または法人税を免除することとしている。

（5）輸出の振興

（1）割増償却制度の適用期限の延長

輸出割増償却制度について、手続の簡素化と適用対象の追加を行ないつつ、その適用期限を二年間延長することとしている。

（2）特別控除制度の拡充

技術等海外取引の特別控除制度（技術輸

出等の収入金額の一定割合を損金に算入す

る制度）の適用対象に、外貨を対価とする測量請負および直映館の映画上映を加えることとしている。

（3）輸出交際費の範囲の拡大

輸出取引に関し海外支店等において支出する交際費を交際費否認の対象から除外することとしている。

（4）社会開発の促進

（1）公害の防止

重油脱硫装置等一定の公害防止施設につ

いて、初年度三分の一の特別償却を認める

- (2) 都市交通の緩和  
私鉄が、都心乗入れ等に必要な特定の設備を取得するための支出をする場合には、特定鉄道工事費却準備金を設定することができることとし、その設備を事業の用に供する場合には、初年度四分の一の特別償却をすることができるとしている。
- (3) 土地対策および住宅対策の充実  
土地収用等の場合の譲渡所得課税の軽減合理化  
土地収用法の一改正に伴い、同法の施行日以後に収用等により資産を譲渡した場合において、その譲渡が買取り等の申出があつた日から六月以内にされたときは、その譲渡所得に対する所得税または法人税の課税に当たつては、一、二〇〇万円（現行特定公共事業に限り七〇〇万円）の特別控除または現行法に基づく課税の緩延制度のいずれかを選択することができるとしている。
- (4) 事業用資産の買換え・交換の特例について  
その適用期限を一年間延長することとしている。
- (5) 住宅貯蓄控除制度の新設  
個人が、四十三年一月一日から四十五年十二月末までの間に地方住宅供給公社、日本住宅公團等と締結した特定の住宅貯蓄契約（三年以上の積立貯蓄、住宅取得資金の低利長期の融通等特定の要件を満たすもの）に基づいて貯蓄をした場合には、その貯蓄期間中、各年の貯蓄額の四%に相当する所得税の税額控除（一円を限度とする）を行なうこととしている。
- (6) 住宅取得借入金の利子補給の非課税  
企業の従業員が、住宅取得のために支払う借入金利子について、その企業から補給金を支給される場合には、その補給金について所得税を課さないこととしている。
- (7) 特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特

- (8) 別控除  
四十三年一月一日から四十五年十二月末までの間に、特定の宅地造成事業（造成規模、確保すべき公共用地、売却予定価格等について特定の要件を満たすもの）の用に供するため、土地等を譲渡した場合における譲渡所得に対する所得税の課税に当たつては、三〇〇万円の特別控除を行なうこととしている。
- (9) その他  
新築貸家住宅の割増償却制度および新築住宅の保存登記に関する登録税の軽減措置等について、その適用期限を二年間延長することとしている。
- (10) 税制の景気調整機能の強化  
景気過熱の期間、一定の範囲内で法人税の延納利子税率を引き上げ、また、過剰投資による景気過熱の期間、合理化機械等の特別償却制度の適用を停止して繰り越すこととしている。
- (11) 利子所得および配当所得に対する課税の特例  
利子所得および配当所得に対する課税率（利子一〇%分離課税、配当一〇%源泉課税・一五%源泉分離課税）を本年七月一日からそれぞれ五%引き上げるとともに、その適用期限を四十五年三月末日まで延長することとしている。
- (12) 交際費課税の特例の合理化  
交際費の損金不算入制度（四〇〇万円と資本金等の一、〇〇〇分の二・五との合計額をこえる金額の五%相当額は損金に算入しない。）について、その適用期限を二年間延長することとともに、交際費が前年同期の額の五%を

- (13) その他の特別措置  
(1) 日本国博覽会に出席する企業について出展準備金を設定することができるとしている。
- (2) 森林法の改正に伴い、特定の森林施設計画に基づいて山林の伐採または譲渡をした場合には、所得税については、山林所得の計算上収入金額の二〇%に相当する特別控除（収入金額の五〇%相当額から必要経費の額を控除した残額を限度とする。）を行ない、法人税については、計画造林準備金の設定を認めるとしている。
- (3) 第一種甲類の砂糖（黒糖）を非課税（現行一キログラム当たり一円）とするとともに、第一種の糖水のうちいわゆる転化糖水の税額の算定について所要の調整を行なうこととしている。
- (4) 航空機の乗客に対する通行税の軽減措置（本則一〇%を五%としている。）については、地方空港整備の必要性にかんがみ、これを廃止することとしている。
- (5) 適用期限の到来するその他の特別措置については、実情に応じ合理的改定を加えるものを除き、現行制度のままその期限を延長することとしている。
- (6) その他利益処分による特別償却および準備金の設定、海外市場開拓準備金制度の簡素化、登録税の軽減等所要の規定の整備を行なうこととしている。
- (7) その他の改正に伴い、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日までに、「そのこえる部分の金額の百分の五十に相当する金額」を「そのこえる部分の金額（以下この項において「限度超過額」という。）の百分の五十に相

- こうた場合には、その超過額の全額を課税する一方、前年同期の額よりも減少した場合は、その減少額を否認対象額から控除することとしている。
- (8) 二 議案の修正議決理由  
本案は、資本の自由化、社会開発の促進等当面の政策上の要請に応する新規の特別措置を講ずることとし、実情に即して既存の特別措置について合理化あるいは期限の延長等の措置を講じようとするもので、おもね妥当なるものと認めらるが、なお、消費生活協同組合および同連合会の内部蓄積の充実を税制面から推進する必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
- 修正の主なる内容は、政令で定める消費生活協同組合および同連合会が所得を留保したときは、留保金額が出資総額の四分の一に達するまでは、各事業年度における留保所得の二分の一について法人税を課さないことに改めようとしたものである。
- なお、本修正による減収額は、平年度において約一、五〇〇万円の見込みである。
- 三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨  
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、水田大蔵大臣は、本修正に対しても「やむを得ない。」旨の意見を述べた。
- 昭和四十二年五月二十五日  
大蔵委員長 内田 常雄  
右報告する。
- [別紙]  
衆議院議長 石井光次郎殿  
(小字及び一は修正)  
第五十九条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。  
第六十一条第一項中「協同組合連合会を除く。」の下に「並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会を政令で定めるもの」を加える。
- 第六十二条第一項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十日まで」に、「そのこえる部分の金額の百分の五十に相当する金額」を「そのこえる部分の金額（以下この項において「限度超過額」という。）の百分の五十に相

当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するとときは、当該各号に掲げる金額）に改め、同項に次の一を加える。

一 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合

二 当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額の百分の五十に相当する金額）を

三 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額の百分の五百に相当する金額をこえる場合 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ そのこえる部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）

ロ 当該限度超過額からイに掲げる金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額

### （譲渡所得に関する経過規定）

第十一条 新法（附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後のもの）をいう。以下次項まで及び第十七条において同じ。）第三十一条、第三十

二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地取用法の一部を改正する法律の施行の日（以下「取用法施行日」という。）以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十二条第三項の規定により取用等による譲渡による譲渡が行われる場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十二条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれららの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定）

第十九条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

（砂糖消費税の特例に関する経過規定）

第二十条 この法律の施行前に課した、又は新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十一条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

に納付すべき同項に規定する利子税について適用し、同日前に納付すべき当該利子税については、なお従前の例による。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（留保所得の特別控除に関する経過規定）

第十七条 新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十八条 新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があるたるものとみなされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次項まで同じ。）第三十一条、第三十三

二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地取用法の一部を改正する法律の施行の日（以下「取用法施行日」という。）以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十二条第三項の規定により取用等による譲渡が行われる場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十九条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれららの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

（中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書）

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業のウェイトが高く、かつ、特に近代化を急ぐ必要のある業種を指定し、業種ごとの実態調査、近代化計画の策定とその円滑な実施を図るために金融、税制上の措置を講ずることを内容としている。

本改正案は、近代化計画の推進を図るために税制上の特例について次のようないい、中小企業近代化促進法で規定する中小企業者のすべてにこの特例を適用しようとするものである。

1 割増償却の適用を受けられる中小企業者は、

資本金が五千万円以下の会社又は従業員数が三百人以下の会社か個人企業に限定されていて、これが、この限定期を削除する。

2 合併、共同出資等の場合の課税の特例の適用を受けられる中小企業者は、企業組合の場

前の例による。

（通行税に関する特例の改正に伴う経過規定）

第二十一条 昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののかか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののかか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第十四条 附則第二条を改正する法律（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

（中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書）

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業のウェイトが高く、かつ、特に近代化を急ぐ必要のある業種を指定し、業種ごとの実態調査、近代化計画の策定とその円滑な実施を図るために金融、税制上の措置を講ずることを内容としている。

本改正案は、近代化計画の推進を図るために税制上の特例について次のようないい、中小企業近代化促進法で規定する中小企業者のすべてにこの特例を適用しようとするものである。

1 割増償却の適用を受けられる中小企業者は、

資本金が五千万円以下の会社又は従業員数が三百人以下の会社か個人企業に限定されていて、これが、この限定期を削除する。

2 合併、共同出資等の場合の課税の特例の適用を受けられる中小企業者は、企業組合の場

合は出資総額五千万円以下又は従業員数三百人以下のものに限定されているが、この限定を削除する。

（議案の可決理由）

本法は、中小企業の近代化を促進するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本法に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎 殿 島村 一郎

〔別紙〕

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法運用にあたり、次の点に留意すべきである。

一 中小企業の業種ごとの実態調査をさらに積極的に行なう、必要ある業種を速やかに本法に基づく指定業種に指定するよう努めること。

二 中小企業の近代的経営には、労務対策は欠くことのできない要件であることにかんがみ、指定業種の指定にあたつては、当該業種における労務者の定着、福利厚生施設等の状況を十分考慮すること。